

2025 年版

小規模事業者持続化補助金のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 各支援型の詳細	3
3-1. 一般型（通常枠／災害支援枠）	3
3-2. 創業型	4
3-3. 共同・協業型	5
3-4. ビジネスコミュニティ型	7
■ 4. 申請～受給までのステップとポイント	8
■ 5. 最後に	9

2025年版 小規模事業者持続化補助金のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「小規模事業者持続化補助金」とは、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等が、販路開拓や業務効率化、事業再建などに取り組む際、その費用の一部を補助してくれる制度です。目的は、小規模事業者の生産性向上や持続的な経営発展の支援にあります。

小規模事業者かどうかは、業種ごとに定められた従業員数で判断されます。

- ・ 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）：常時使用する従業員数 5 人以下
- ・ サービス業（宿泊業・娯楽業）：常時使用する従業員数 20 人以下
- ・ 製造業その他：常時使用する従業員数 20 人以下

2025 年版では、一般型、創業型、共同・協業型、ビジネスコミュニティ型の 4 つの支援型で公募が行われます。

支援型		概要
一般型	通常枠	販路開拓や生産性向上などの持続的な経営に向けた取組を支援。 ※インボイス特例、賃金引上げ特例による補助額の上乗せあり。
	災害支援枠	令和 6 年能登半島地震による災害、令和 6 年能登豪雨との関連性の高い災害により被災した小規模事業者等の事業再建・販路開拓を支援。
創業型		創業後 3 年以内で、「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた小規模事業者の新たな販路開拓等の取組を支援。 ※インボイス特例による補助額の上乗せあり。
共同・協業型		地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である 10 者以上の小規模事業者の販路開拓を支援。
ビジネスコミュニティ型		商工会・商工会議所の内部組織等が実施する、制度変更や自然災害等に対応するための共同の取組を支援。販路開拓支援、事業承継支援、地域の防災・災害復旧活動などが対象。

2024 年版で実施していた「卒業枠」と「後継者支援枠」は廃止され、新たに「共同・協業型」と「ビジネスコミュニティ型」が設けられました。

■ 3. 各支援型の詳細

2025年4月23日現在、一般型（通常枠）、創業型の公募要領は暫定版として公開されています。今後、確定版の公表に伴い、内容が変更される可能性があります。

3-1. 一般型（通常枠／災害支援枠）

一般型には、「通常枠」と「災害支援枠」があります。

通常枠

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。例えば、新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発といった取組が対象です。

<対象者>

対象者は、次の要件をすべて満たす小規模事業者です。

- ・資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）
- ・確定している（申告済みの）直近過去3年分の「各年」または「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと

<補助対象経費>

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

<補助率>

3分の2（賃金引上げ特例を利用する赤字事業者は4分の3）

<補助上限額>

50万円

○インボイス特例：上乗せ額 50万円

- ・対象：2021年9月30日から2023年9月30日のいずれかで免税事業者だった、または免税見込みのある事業者、または2023年10月1日以降に創業し、適格請求書発行事業者として登録した事業者

○賃金引上げ特例：上乗せ額 150万円

- ・対象：補助事業終了時に事業場内最低賃金が申請時より+50円以上となっている事業者

インボイス特例、賃金引上げ特例の両方を満たす場合、200万円の上乗せとなり

ます。

災害支援枠

令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等が、事業再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援します。

事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合は、市町村が発行した「罹災（被災）証明書」など、売上減少の間接的な被害を受けた場合は、地方自治体が独自に発行した証明書の添付が必要です。

<対象者>

- ・石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等
- ・令和 6 年 9 月 21 日から 23 日の能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等

<補助対象経費>

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、修繕費、委託・外注費、車両購入費

<補助率>

3 分の 2 以内

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、災害からの復旧・復興に伴う債務を抱えているなど、一定の要件を満たす事業者は定額

<補助上限額>

- ・自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者：200 万円
- ・間接的被害（売上減少）があった事業者：100 万円

3-2. 創業型

創業後 3 年以内の小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。

<対象者>

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を

受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去 3 か年の間である小規模事業者

<補助対象経費>

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

<補助率>

3 分の 2

<補助上限額>

200 万円

○インボイス特例：上乗せ額 50 万円

- ・対象：2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日のいずれかで免税事業者だった、または免税見込みのある事業者、または 2023 年 10 月 1 日以降に創業し、適格請求書発行事業者として登録した事業者

3-3. 共同・協業型

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者（以下「参画事業者」）を 10 者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援します。交付申請は地域振興等機関が行います。

「地域振興等機関」とは、次のいずれかに当てはまる機関をいいます。

- ・商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づき設立された法人
- ・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ・商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ・地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

共同・協業型には、次の 3 つの取組があります。

1. 展示会・商談会の取組

商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・製品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組

2. 催事販売の取組

支援する参画事業者の商品・製品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組

3. マーケティング拠点の取組

支援する参画事業者の商品・製品・サービスの想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組

<取組の要件>

次のすべての要件を満たす取組が対象となります。

- ・ 事業効果の広がり期待できる取組であること
- ・ 継続可能な取組であること
- ・ ワンストップの取組であること

また、申請者は取組に応じて評価指標の目標値を設定する必要があります。

<補助対象経費と補助率>

補助率は、補助対象経費ごとに異なります。

経費区分	補助率
人件費	定額
委員等謝金	定額
地域振興等機関旅費	定額
参画事業者旅費	2/3 以内
会議費	定額
借料	2/3 以内
設営・設計費（内外装費、整備工事等を含む）	2/3 以内
展示会等出展費	2/3 以内
保険料	2/3 以内
消耗品・備品費	定額
通信運搬費	定額
広報費	2/3 以内
印刷製本費（資料作成費を含む）	定額
雑役務費	定額
委託・外注費	定額
水道光熱費	定額

<補助上限額>

1 申請者あたり、1 公募回につき 5,000 万円

3-4. ビジネスコミュニティ型

商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）が実施する地域の持続的発展を目指して行う取組（販路開拓、事業継続、業務効率化・生産性向上、減災・防災対策等）やそれらの取組を見据えた調査研究、セミナー・研修事業、被災地支援（他テーマ採択時の付帯）を支援します。

<対象者>

次の要件をいずれも満たす日本国内に所在する法人の内部組織が対象です。

- ・ 次のすべての条件を満たす法人の内部組織
 - （ア）地域の相当数の小規模事業者が構成員となっているまたは議決権を有する法人であること（具体的には商工会、商工会議所等を指す）
 - （イ）事業申請時点において、小規模事業者の経営の改善発達に資する事業を行っている旨について、経済産業大臣または都道府県知事から法に基づく認定を受けている法人であること
- ・ 小規模事業者 5 人以上が参画している次の条件をいずれも満たす定款上に定めた内部組織
 - （ア）40 歳代以下の地域の若手経営者等、または女性経営者等で構成されている
 - （イ）創業・企業経営の円滑化、事業承継の推進、女性の活躍等の共生社会の実現に関する取り組み等を行っている

<補助対象経費>

専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費

<補助率>

定額

<補助上限額>

50 万円（2 以上の補助事業者が共同で実施する場合は 100 万円）

■ 4. 申請～受給までのステップとポイント



※1. 共同・協業型およびビジネスコミュニティ型では、商工会・商工会議所への書類発行依頼は不要です。申請の流れも一部異なりますので、詳しくは公募要領等をご確認ください。

※2. 支援型(枠)ごとの提出方法は、次のとおりです。

- 【一般型（通常枠）】…電子申請システム「J グランツ」のみ
- 【一般型（災害支援枠）】…郵送または電子申請システム「J グランツ」
- 【創業型】…電子申請システム「J グランツ」のみ
- 【共同・協業型】…電子申請システム「J グランツ」のみ
- 【ビジネスコミュニティ型】…メールのみ

<申請期日>

支援型（枠）ごとに公募期間が異なります

【一般型（通常枠） 第17回】

2025年5月1日から2025年6月13日17時まで（予定）

【一般型（災害支援枠） 第6回】

2025年3月21日から2025年4月28日17時まで

【創業型 第1回】

2025年5月1日から2025年6月13日17時まで（予定）

【共同・協業型 第1回】

2025年4月25日から2025年6月13日17時まで

【ビジネスコミュニティ型 第8回】

2025年4月11日から2025年6月2日17時まで

今後の公募予定については、上記の締め切り以降、追って案内される予定です。小規模事業者持続化補助金の申請にあたっては、事業所の所在地が「商工会地区」か「商工会議所地区」かによって、申請窓口やお問い合わせ先が異なります（創業型および共同・協業型については、商工会地区・商工会議所地区共通となります）。スムーズに申請を進めるためにも、事業を営んでいる地域がどちらに該当するかを、事前に必ずご確認ください。

■ 5. 最後に

中小企業庁が令和7年3月11日に公表した「[持続化補助金の概要（PDF形式 416.9KB）](#)」（[外部リンク](#)）によると、2025年版では政策の原点回帰を行い、経営計画の策定を重点化する方針が示されています。実際、公募要領にも次のように記載されています。

“事業者自らが検討しているような記載が見られない場合や、自らが検討していなかったことが発覚した場合、評価に関わらず不採択・交付決定取消となります。”

採択を目指すには、審査の観点をしっかりと理解し、事業者自身が主体的に経営計画を策定することが不可欠です。

なお、公募は今後複数回実施される予定ですが、早めに準備を進めておくことをおすすめします。

<小規模事業者持続化補助金ホームページ>

▼商工会地区 小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>

https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/index.html

▼商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>

<https://r6.jizokukahojokin.info/>

▼商工会地区 小規模事業者持続化補助金<一般型 災害支援枠>

https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/saigai/index.html

▼商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金<一般型 災害支援枠>

<https://r6.jizokukahojokin.info/noto/index.php>

▼商工会地区・商工会議所地区共通 小規模事業者持続化補助金<創業型>

<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

▼商工会地区・商工会議所地区共通 小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>

<https://r6.kyodokyogyohojokin.info/index.php>

▼商工会地区 小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>

<https://www.jizokukanb.com/bizcom/#>

▼商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金<ビジネスコミュニティ型>

<https://www.jcci.or.jp/bizcom/info/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は 2025 年 4 月 23 日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

▶補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>